

品川区障害者日中一時支援事業実施要綱

制定	平成 23 年 3 月 23 日	区長決定	要綱	第 30 号
改正	平成 26 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 63 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定	要綱	第 355 号
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱	第 541 号
改正	平成 28 年 3 月 17 日	部長決定	要綱	第 162 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 68 号
改正	平成 29 年 6 月 26 日	部長決定	要綱	第 115 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 163 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱	第 10 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 241 号
改正	令和 元年 10 月 1 日	部長決定	要綱	第 336 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱	第 212 号
改正	令和 4 年 1 月 11 日	部長決定	要綱	第 18 号
改正	令和 4 年 2 月 10 日	区長決定	要綱	第 29 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 112 号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を確保するための日中一時支援事業の運営について必要なことを定め、障害者等がその有する能力や適性に応じた地域生活が営めるようになることにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第2条 区長は、特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

2 この事業を利用する際に家族が送迎困難な場合、送迎サービスを行う。

3 業務に従事する者は家族との連絡を密にし、常に障害児の個々の障害の程度に応じて細心の注意を持って従事する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、区内に住所を有し特別支援学校等に通学する小学生から高校生までの障害児を対象とする。ただし、医療行為を必要とする者は除く。

(事業実施場所)

第4条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にじのひろば戸越
住所 品川区戸越6-8-20
- (2) 名称 にじのひろば八潮
住所 品川区八潮5-3-8
- (3) 名称 品川区立障害児者総合支援施設
住所 品川区南品川3-7-7

(利用人員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

- (1) にじのひろば戸越 10名
- (2) にじのひろば八潮 15名
- (3) 品川区立障害児者総合支援施設 20名

(事業実施時間)

第6条 事業の実施時間は、祝日を除いた月曜日から土曜日の午前8時から午後7時までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の保護者は、日中一時支援利用登録申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第8条 前条の規定による申請があったときは、区長は利用者の心身の状況・生活状況・家族状況等を面接等により確認した上で、利用の可否を決定し、必要であると認められるときには、利用場所および利用日数を支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第2号様式）により通知し、地域生活支援事業受給者証（第3号様式）を交付する。その有効期間は、承認を行なった日から起算して最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者が、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日まで第7条に規定する申請を行わなければならない。

(利用することができない場合)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業を利用することができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により医療機関への治療を要するとき。
- (2) 利用当日の健康状況等により預かることができないと区長が判断したとき。
- (3) 区外に転出したとき。
- (4) その他事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと区長が認めたとき。

2 事業を利用している時間は、ホームヘルプ等その他の障害福祉サービス等を利用できない。

(利用方法)

第10条 日中一時支援事業の利用者の保護者は、利用月の前月1日から翌月分の利用を予約することができる。ただし、運営上支障をきたさない場合この限りでない。

(利用料)

第11条 事業を利用する場合の利用料は、1回の利用につき別表に規定する額とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者が1月に支払うべき利用料の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 第8条による利用の承認決定を受けた者の保護者および当該保護者と同一の世帯に属する者について、同条に規定する有効期間の属する年度または前年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税の所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの 4,600円
- (3) 特別区民税世帯非課税者（第8条による利用の承認決定を受けた者の保護者および当該保護者と同一の世帯に属する者について、同条に規定する有効期間の属する年度または前年度分の地方税法の規定による特別区民税を課されない者（区の条例の規定により区民税を免除された者を含む。））および生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者もしくは要保護者 0円

3 特別区民税の算定に当たっては、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

(利用料の支払)

第11条の2 利用者は区長に対し、前条の利用料（その額が前条第2項各号の規定による上限を超えた場合は同項各号に規定する額）を別に定める期限までに支払わねばならない。

(事業の委託)

第12条 区長は、障害者の地域生活の支援に精通している社会福祉法人や、NPO法人等に対し、支援事業の運営を委託することができる。

2 前項の規定により事業を受託した者（以下「運営事業者」という。）は、利用者の承認を得たうえで、日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳（第4号様式）および日中一時支援事業利用者別明細書（第4号様式の2）を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、品川区障害児通所支援等利用者負担助成実施要綱（令和7年要綱第111号）第6条第1項の規定により助成の決定を受けた者に係る日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳については、作成を不要とする。

(個人情報の遵守)

第13条 運営事業者は、事業で得た個人情報を遵守するものとする。

(報告)

第14条 運営事業者は事業を実施したときは区長に対し、実施した月の翌月の10日までに利用状況内訳報告表（第5号様式）および月次利用実績表（第6号様式）を提出するものとする。

2 運営事業者は、次に掲げる事項に該当するときは、異動届（第7号様式）により区長に届けなければならない。

- (1) 利用者の住所等が変更となったとき
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき
- (3) 利用の中止をしようとするとき

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 品川区障害児タイムケア事業運営要領は（平成21年3月13日健康福祉事業部長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 11 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 1 1 条関係）

利用時間	1 回あたりのサービス提供における利用料基準額
4 時間未満	1, 0 0 0 円
4 時間以上 8 時間未満	2, 0 0 0 円
8 時間以上 1 1 時間以下	3, 0 0 0 円

*活動にかかるおやつ代や保険料については利用者の実費負担とする。